三　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後

［一　略］

二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

当該伝搬障害防止区域の範囲			区分
当該区域に係る地域の名称	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び	重要無線通信の種類

［一～三三　略］

改正前

［一　同上］

二　［同上］

当該伝搬障害防止区域の範囲			区分
当該区域に係る地域の名称	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び	重要無線通信の種類

［一～三三　同上］

一二	削除				

［一三・一四　略］

一二	電気供給業務用	㈠　愛知県岡崎市戸崎町大道東七（九三） ㈡　愛知県額田郡幸田町大草字長来寺（一三六）	三・五	〇	五〇	愛知県岡崎市　戸崎町大道東、同辻、同外山、同郷畔、同野畔、同才苗、同榎ケ坪、同越舞、同一丁目、羽根北町二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、羽根町陣場、同字大池、羽根東町二丁目、同三丁目、柱町若宮、同足道子、同羽根田、若松町石橋、若松東二丁目、上地町下矢崎、同欠下、同日照、同小田ケ入、同上長根、同中長根

［一三・一四　同上］